

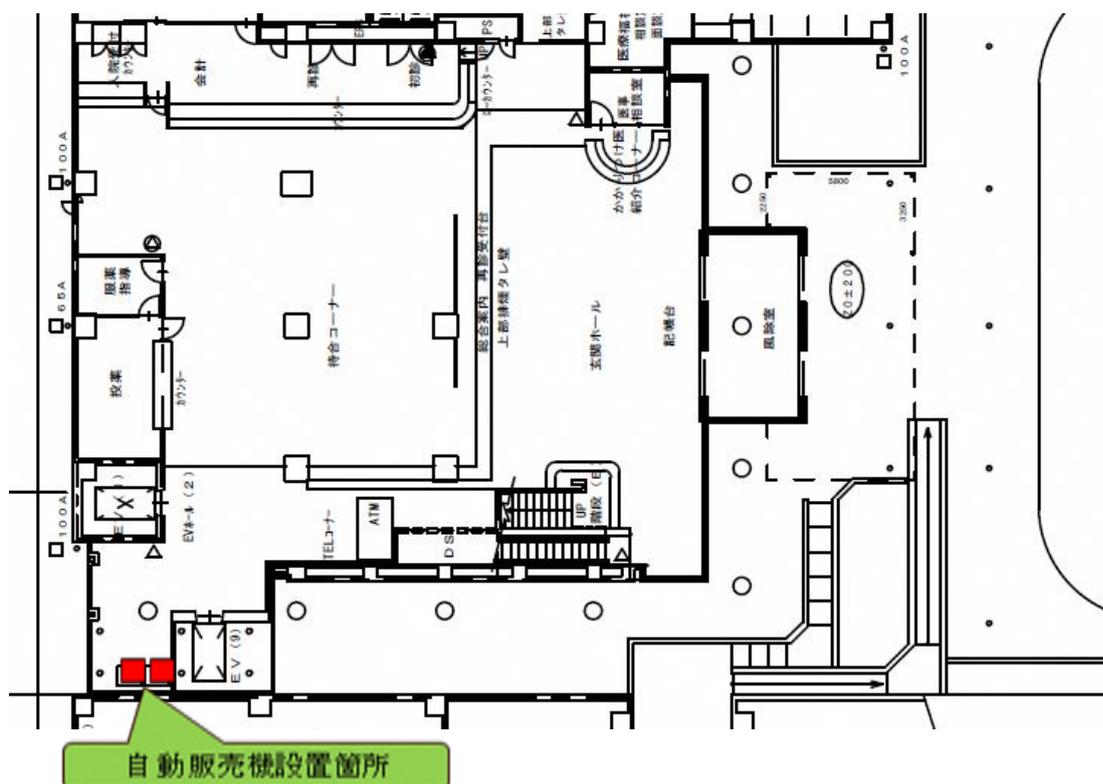
宝塚市立病院外来棟 1階待合ロビー飲料自動販売機仕様書

1 事業内容

事業者は、宝塚市立病院（以下「当院」という。）において建物の一部を有償で借り受け、当院利用者に対して飲料を提供する自動販売機を設置する。

2 設置場所

宝塚市立病院 外来棟 1階待合ロビー エレベーター横（下図参照）



3 設置条件

- (1) 設置する自動販売機の外形寸法については、事前に現場で必ず確認を行い、据付面を確認したうえで十分な転倒防止対策を行うこと。
- (2) 設置する自動販売機は、2台のうち1台以上を紙コップ式自動販売機とし、薬を飲用するための水を無料で提供すること。
- (3) 販売品は、一般市場で流通・認識されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

- (4) 自動販売機は、車椅子利用者、障がい者、子ども及び高齢者等の弱者に対応するユニバーサルデザイン機種とすること。
- (5) 設置する自動販売機は、ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型であること。
- (6) デザイン・外観色については設置場所への景観に配慮したものとし、自動販売機の管理及び販売品目に関する事以外での宣伝広告類の掲示はできない。
- (7) 設置した自動販売機の販売個数及び売上額について月別に集計を行い報告すること。
- (8) 事業者は、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供してはならない。

4 業務の実施体制

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行うこと。
- (2) 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当院の指示に従うこと。
- (3) 自動販売機に併設して、回収ボックスを設置し、回収ボックスが溢れることのないように、設置事業者の責任で適宜・適切に回収・リサイクルを行うこと。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、衛生管理については万全を期すこと。これらの措置に関する費用は事業者の負担で行うこと。また、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

5 その他

(1) 損害賠償

物品類の紛失、取扱上の過失による損害、その他事業者の責により生じた商品の損害については、当院の責によることが明らかな場合を除き、その責は負わない。

(2) 原状回復等

設置事業者は、業務の契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復をすること。また、設置事業者は、当院に対し、原状回復に要した費用、設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、請求はできない。